

# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

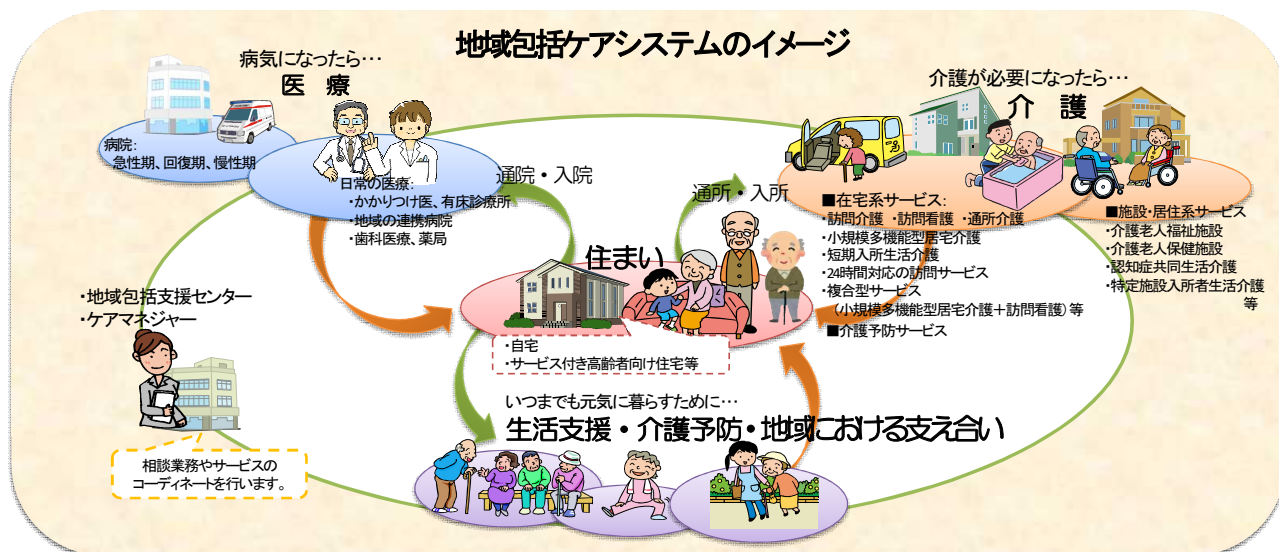
### 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年（平成12年）4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（令和7年）には団塊の世代全員が75歳到達により、2,180万人と見込まれています。一方で、15歳から64歳の生産年齢人口の減少により、労働力の不足や国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されてきています。

また、高齢者単身世帯や夫婦世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まり、必要な介護需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。

これまでも、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を整備してきているところですが、今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要となります。

本計画は、滝川市に住む高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指して、第6期から第8期計画において取り組んできた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。



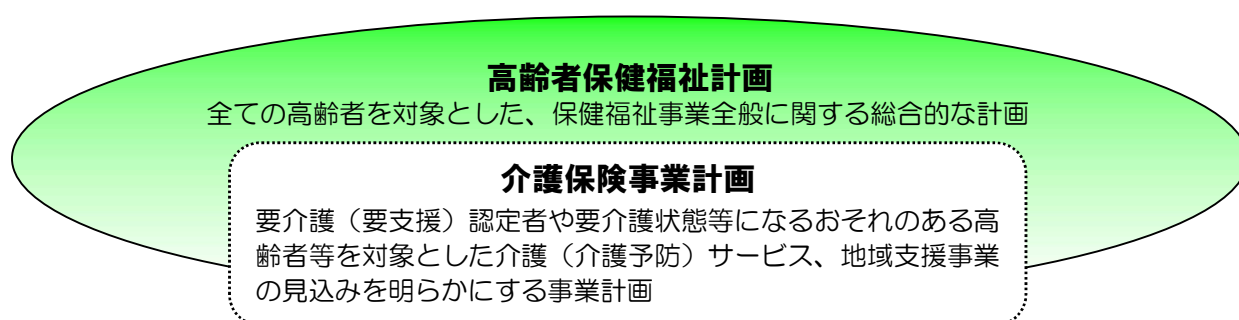
資料：厚生労働省資料より作成)

## 2 計画の法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の生活支援のためのサービス提供のほか、要支援・要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防の事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにする介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

本計画は、これらの計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、一体的に策定するものです。



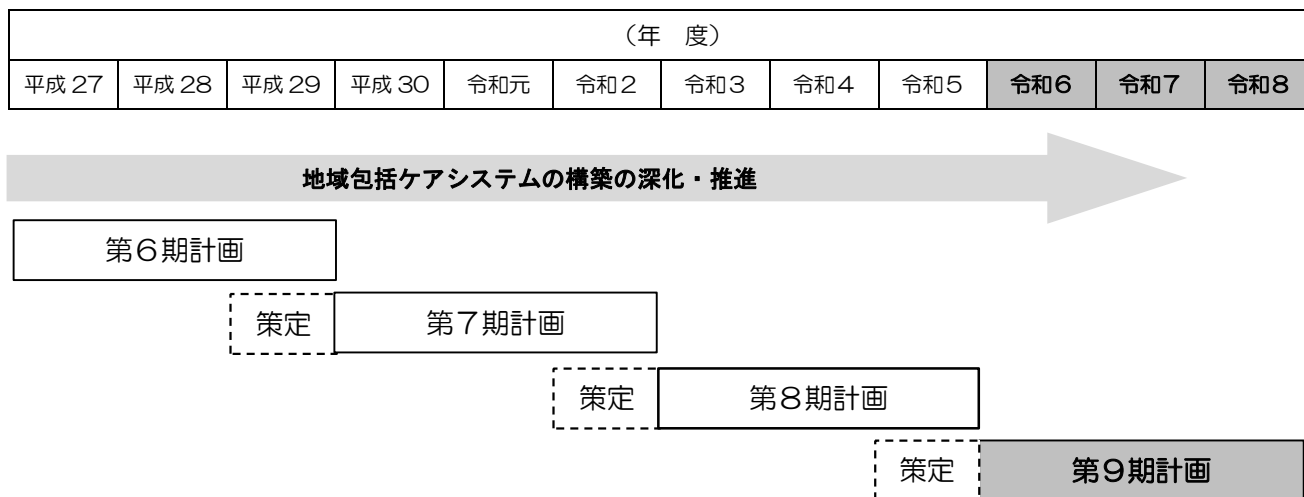
## 3 総合計画等との関係

本計画は、滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（2023年度（令和5年度）～2032年度（令和14年度））」を最上位計画と、人口減少の克服・地方創生に関する取組の方向性を示す「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度））」を上位計画として、これらの計画との調和・整合性が保たれた個別計画として策定するものであり、「滝川市障がい者計画（2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度））」、「滝川市障がい福祉計画（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））」、「第3次健康たきかわ21アクションプラン（2024年度（令和6年度）～2035年度（令和17年度））」をはじめとした他の個別計画と連携・整合性を図るものとします。

## 4 計画期間

本計画は、2024 年度（令和6年度）から 2026 年度（令和8年度）までの3年間を計画期間とします。

また、第6期計画をスタートの期間として、「地域包括ケアシステムの構築の深化・推進」を更に進め、2040 年（令和 22 年）以降も見据えた中長期的な計画の4期目の期間となります。



## 5 計画の策定体制

本計画は、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課の策定ワーキングにおいて検討の上で作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、被保険者等からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議 計画策定専門部会」で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、策定しました。

### 滝川市保健医療福祉推進市民会議

保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者等からなる市民組織で、12 組織・12 人の委員で構成。広く市民の声を反映させるため、会議は原則公開

### 計画策定専門部会

滝川市保健医療福祉推進市民会議のうち7人の委員と、サービス事業者及び被保険者代表の2人の臨時委員を加えた計9人で構成

## 6 アンケート調査の実施

### ①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

日常生活圏域における高齢者のうち、要介護状態となる前の方を対象として、「要介護状態になるリスクの発生状況」、「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

### ②「在宅介護実態調査」

在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

### ③「事業所アンケート調査」

介護保険サービス提供事業所を対象として、「介護人材確保に関する状況」、「事業運営等」を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

| 区 分          | ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査        | ②在宅介護実態調査                                                                 | ③事業所アンケート調査                              |
|--------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 対象者          | 要介護 1～5 以外の高齢者           | 在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方                            | 介護サービス事業所（居宅介護支援・福祉用具・住宅改修・訪問看護・訪問リハを除く） |
| 調査対象数        | 1,318人<br>（対象者の11.0%）    | 684人<br>（人口の1.8%）                                                         | 41事業者                                    |
| 抽出方法         | 住民基本台帳及び居宅サービス利用者から無作為抽出 | 令和4年9月～令和5年6月の調査対象期間に更新申請・区分変更申請に伴う認定訪問調査を受ける方のうち、要介護認定データの活用に係る同意をいただいた方 | 介護サービスを提供する事業所                           |
| 回答数<br>（回収率） | 706人<br>（53.6%）          | 266人<br>（38.9%）                                                           | 40事業所<br>（97.6%）                         |

## 第2章 滝川市を取り巻く現状

### 1 介護保険制度の改正

2025年度（令和7年度）までの「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のために、2015年度（平成27年度）から大きく改正された介護保険制度等ですが、2023年（令和5年）5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、新たな制度改正が行われることとなりました。主な改正内容は、次のとおりです。

#### 1 こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

#### 2 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律】

#### 3 医療保険制度の基盤強化等

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

#### 4 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

#### 【介護保険関係の主な改正事項】

##### I 介護情報基盤の整備

○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

##### II 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

○介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

##### III 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

##### IV 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を推進

##### V 地域包括支援センターの体制整備等

○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

## 2 高齢者等の現状と将来推計

### (1) 高齢者人口・世帯の推移

#### ① 高齢者人口の推移と推計

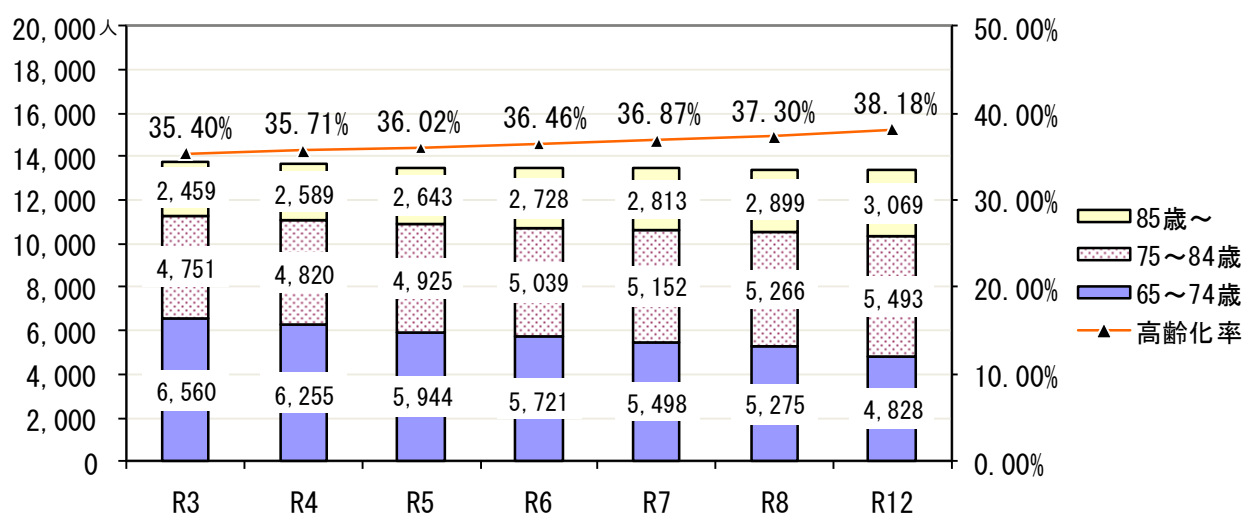
住民基本台帳の人口及び第1号被保険者数の実績を基にコーホート要因法<sup>※1</sup>で総人口と高齢者人口（第1号被保険者）の将来動向を推計しました。

総人口が2023年度（令和5年度）37,511人から2026年度（令和8年度）36,031人と1,480人減少が見込まれ、65歳以上の第1号被保険者についても、2023年度（令和5年度）13,512人から2026年度（令和8年度）13,440人と72人減少すると推計されます。

第1号被保険者は、2020年度（令和2年度）をピークに減少し、75歳以上の高齢者は、2023年度（令和5年度）7,568人から2026年度（令和8年度）8,165人と597人増加すると見込まれ、2030年度（令和12年度）頃には、ピークに達すると推計されます。

（単位：人）

|                    | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和12年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 口                | 38,893 | 38,259 | 37,511 | 36,990 | 36,510 | 36,031 | 35,073 |
| 第1号被保険者            | 13,770 | 13,664 | 13,512 | 13,488 | 13,463 | 13,440 | 13,390 |
| 65～74歳             | 6,560  | 6,255  | 5,944  | 5,721  | 5,498  | 5,275  | 4,828  |
| 75～84歳             | 4,751  | 4,820  | 4,925  | 5,039  | 5,152  | 5,266  | 5,493  |
| 85歳以上              | 2,459  | 2,589  | 2,643  | 2,728  | 2,813  | 2,899  | 3,069  |
| 第2号被保険者            | 12,737 | 12,598 | 12,480 | 12,323 | 12,167 | 12,010 | 11,696 |
| 40歳未満              | 12,356 | 11,970 | 11,477 | 11,179 | 10,880 | 10,581 | 9,987  |
| 高齢化率 <sup>※2</sup> | 35.4%  | 35.7%  | 36.0%  | 36.5%  | 36.9%  | 37.3%  | 38.2%  |



注1) 「コーホート要因法」：年齢別人口の変化を死亡・出生・人口移動の要因ごとに計算して将来人口を予測する計算方法

注2) ここでの高齢化率は、第1号被保険者数による高齢化率。

## ②高齢者世帯の推移

2010 年度（平成 22 年度）から 2020 年度（令和 2 年度）までの国勢調査における世帯数及び高齢者人口を基に、各世帯構成の比率や伸び率を求め、将来見込まれる高齢者人口に乗じることにより、高齢者世帯数の将来動向を推計しました。

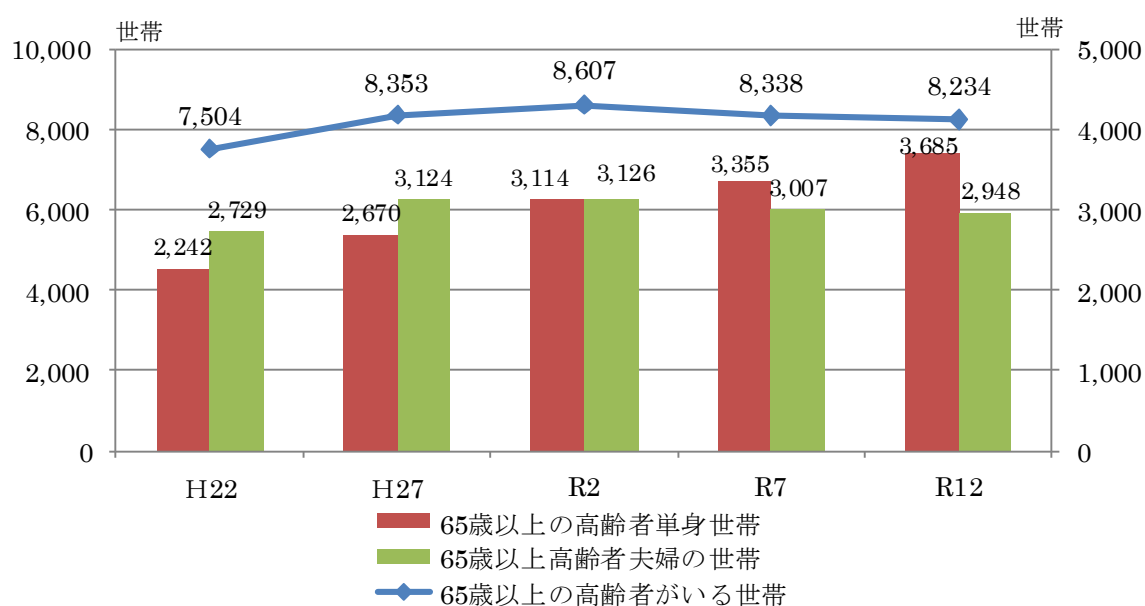
65 歳以上の高齢者単身世帯は、2025 年度（令和 7 年度）以降も増加が見込まれますが、65 歳以上の高齢者夫婦世帯と 65 歳以上の高齢者がいる世帯は、減少に転じると見込まれています。

また、65 歳以上高齢者夫婦の世帯の 65 歳以上の高齢者がいる世帯に占める割合は、2015 年度（平成 27 年度）37.4%をピークに減少に転じているのに対し、65 歳以上の高齢者単身世帯は、2010 年度（平成 22 年度）29.9%が 2030 年度（令和 12 年度）44.7%と大きく増加しています。

（単位：世帯）

|                 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 | 令和 7 年度 | 令和 12 年度 |
|-----------------|----------|----------|---------|---------|----------|
| 65 歳以上の高齢者単身世帯  | 2,242    | 2,670    | 3,114   | 3,355   | 3,685    |
| （高齢者世帯に占める割合）   | (29.9%)  | (32.0%)  | (36.2%) | (40.2%) | (44.7%)  |
| 65 歳以上高齢者夫婦の世帯  | 2,729    | 3,124    | 3,126   | 3,007   | 2,948    |
| （高齢者世帯に占める割合）   | (36.4%)  | (37.4%)  | (36.3%) | (36.1%) | (35.8%)  |
| 65 歳以上の高齢者がいる世帯 | 7,504    | 8,353    | 8,607   | 8,338   | 8,243    |

（資料：国勢調査）



## (2) 要介護・要支援認定者数の推移

2023 年（令和 5 年）10 月時点における性別・年齢別被保険者数に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、将来見込まれる性別・年齢別被保険者数に乗じることにより、認定者数の将来動向を推計しました。

認定者数は 2023 年度（令和 5 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までに 110 人増加すると見込み、伸び率は 4.5%となっています。

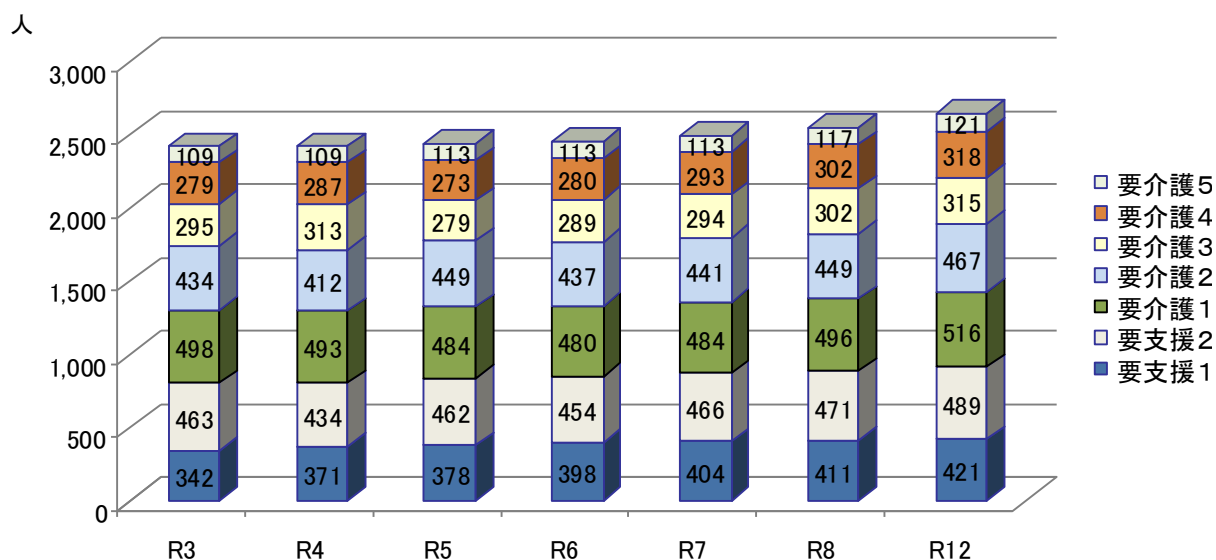
40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者を除く認定率は、2023 年度（令和 5 年度）17.7%から 2026 年度（令和 8 年度）は 18.6%に増加すると見込まれます。

（単位：人）

|           | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 12 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 要支援 1     | 342     | 371     | 378     | 398     | 404     | 411     | 421      |
| 要支援 2     | 463     | 434     | 462     | 454     | 466     | 471     | 489      |
| 要介護 1     | 498     | 493     | 484     | 483     | 484     | 496     | 516      |
| 要介護 2     | 434     | 412     | 449     | 440     | 441     | 449     | 467      |
| 要介護 3     | 295     | 313     | 279     | 292     | 294     | 302     | 315      |
| 要介護 4     | 279     | 287     | 273     | 286     | 293     | 302     | 318      |
| 要介護 5     | 109     | 109     | 113     | 113     | 113     | 117     | 121      |
| 合 計       | 2,420   | 2,419   | 2,438   | 2,466   | 2,495   | 2,548   | 2,647    |
| 第 1 号被保険者 | 2,381   | 2,380   | 2,394   | 2,422   | 2,452   | 2,506   | 2,606    |
| 第 2 号被保険者 | 39      | 39      | 44      | 44      | 43      | 42      | 41       |

|         | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 12 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 第 9 期計画 | 17.3%   | 17.4%   | 17.7%   | 18.0%   | 18.2%   | 18.6%   | 19.5%    |
| 第 8 期計画 | 17.5%   | 18.0%   | 18.5%   | —       | —       | —       | —        |

※第 2 号被保険者は除く。



### (3) 高齢者の状況

#### ①介護者の状況（在宅介護実態調査より）

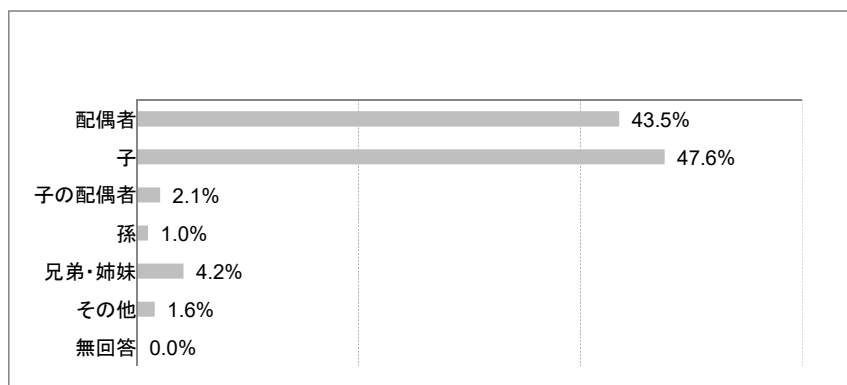
要支援・要介護認定を受けている方の主な介護者は、「子」が47.6%と最も多く、次いで「配偶者」が43.5%となっています。また、主な介護者の性別は、「女性」が65.4%と高く、主な介護者の年齢は、「70代」が26.7%と最も多くなっており、60歳以上の介護者の割合は76.5%、70歳以上の介護者の割合は50.8%となっていることから、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合が高い状況です。

主な介護者が行っている介護の内容として、「掃除・洗濯・買い物等の家事」が79.6%と最も多く、次いで「外出の付き添い・送迎等」が73.8%、「食事の準備」が66.5%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が64.4%となっており、生活援助の割合が高くなっています。

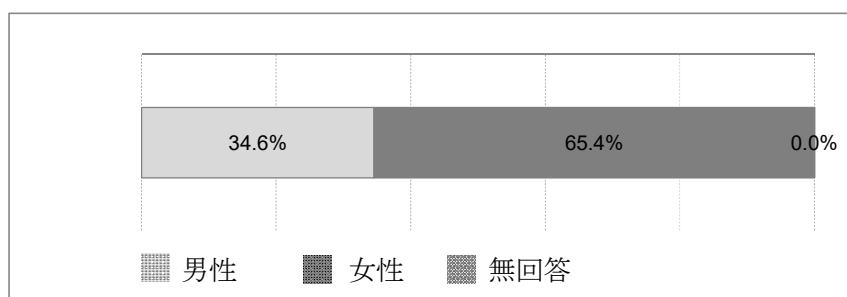
介護離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が96.9%であるものの、転職を含めた離職をされた方が2.6%に及んでいます。

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護については、「外出の付き添い、送迎等」が最も多く26.3%となっており、次いで「認知症状への対応」が25.3%となっている一方で、「不安に感じていることは、特にない」も21.1%となっています。

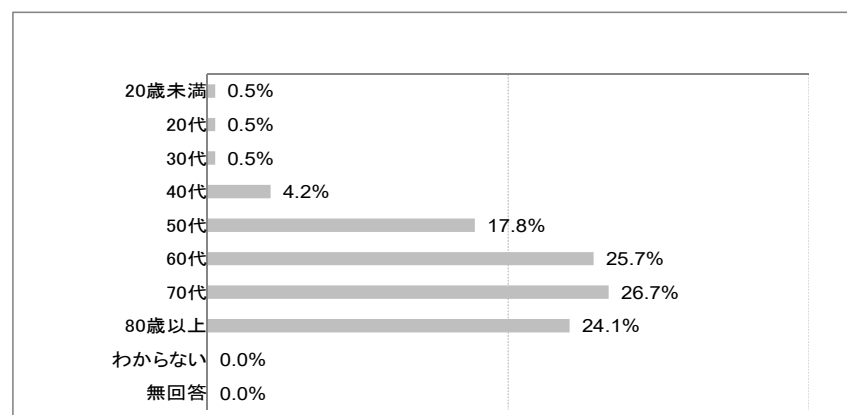
主な介護者  
（本人との関係）



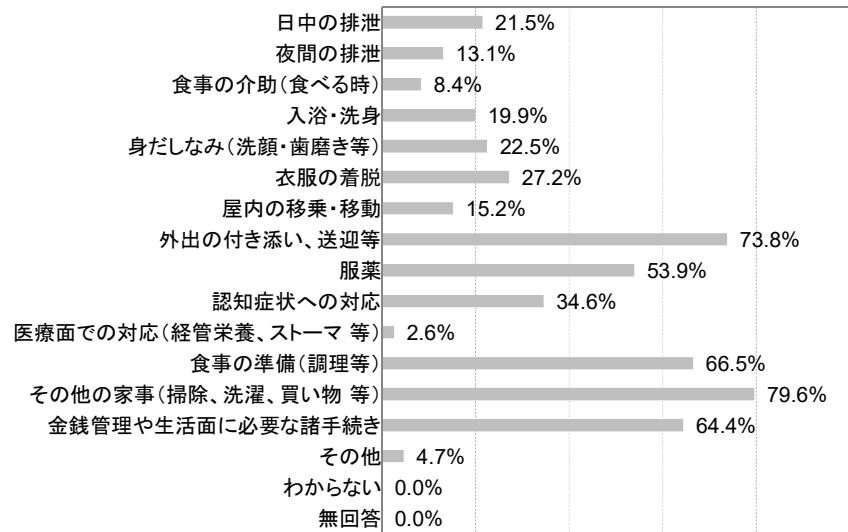
主な介護者の性別



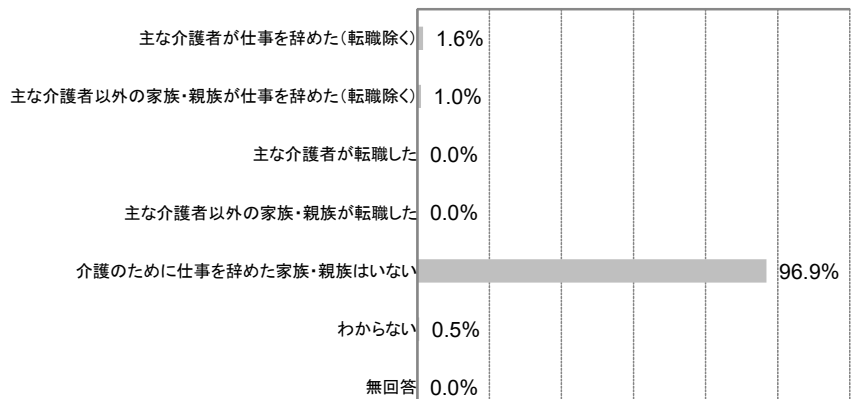
主な介護者の年齢



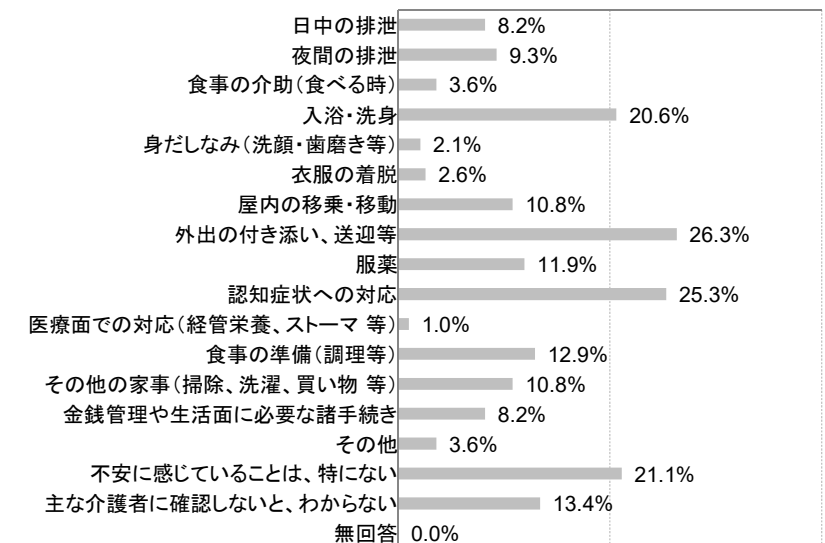
主な介護者が行っている介護



介護離職の有無



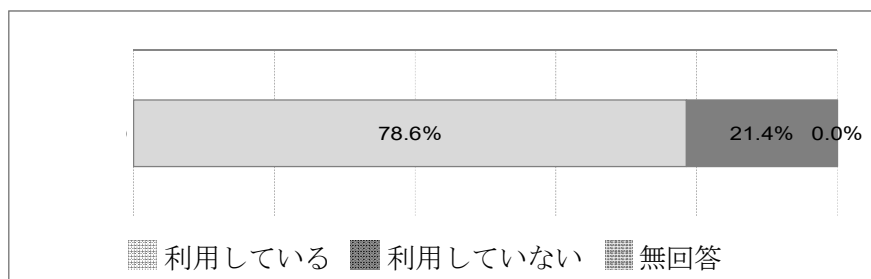
在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護



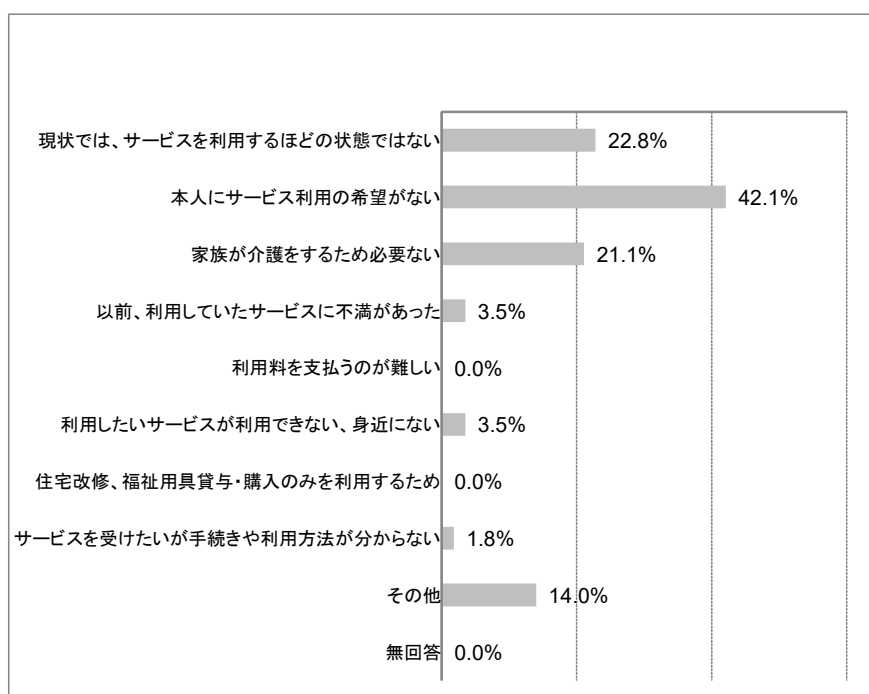
## ②介護サービスの利用状況（在宅介護実態調査より）

要支援・要介護認定を受けている方の介護保険サービスの利用状況について、「利用していない」が21.4%となっており、その理由として「本人にサービス利用の希望がない」が42.1%、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が22.8%、次いで、「家族が介護をするため必要ない」が21.1%となっています。

介護保険サービスの  
利用の有無



介護保険サービス未  
利用の理由



## ③くらしの状況（介護予防・日常生活圏域二エズ調査より）

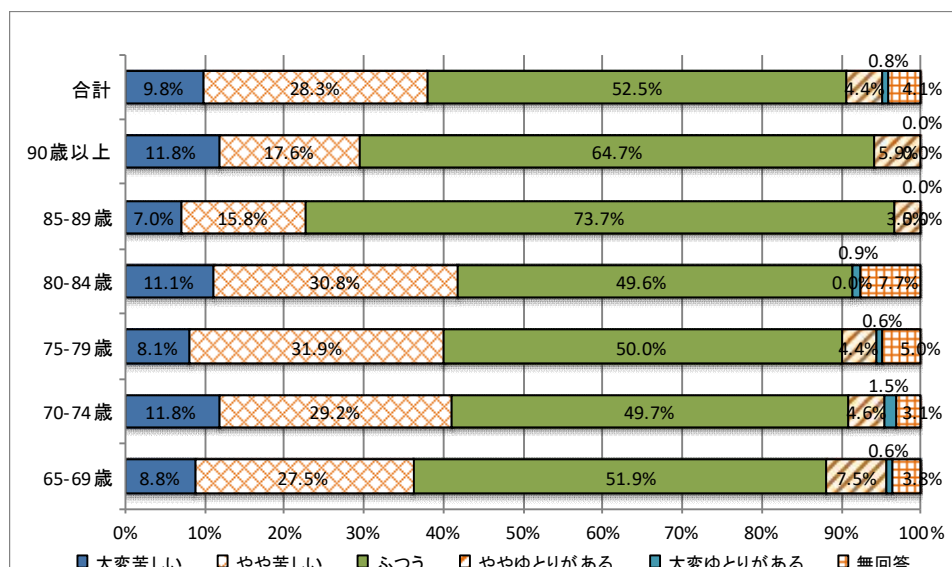
高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるかについては、どの年代においても「ふつう」以上が半数を上回っていますが、一方で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると38.1%となり、約3人に1人の方が経済的に苦しいと感じている状況となっています。

健康状態については、どの年代においても「まあよい」が最も多くなっていますが、85歳～89歳の方は「あまりよくない」「よくない」と感じている状況となっています。

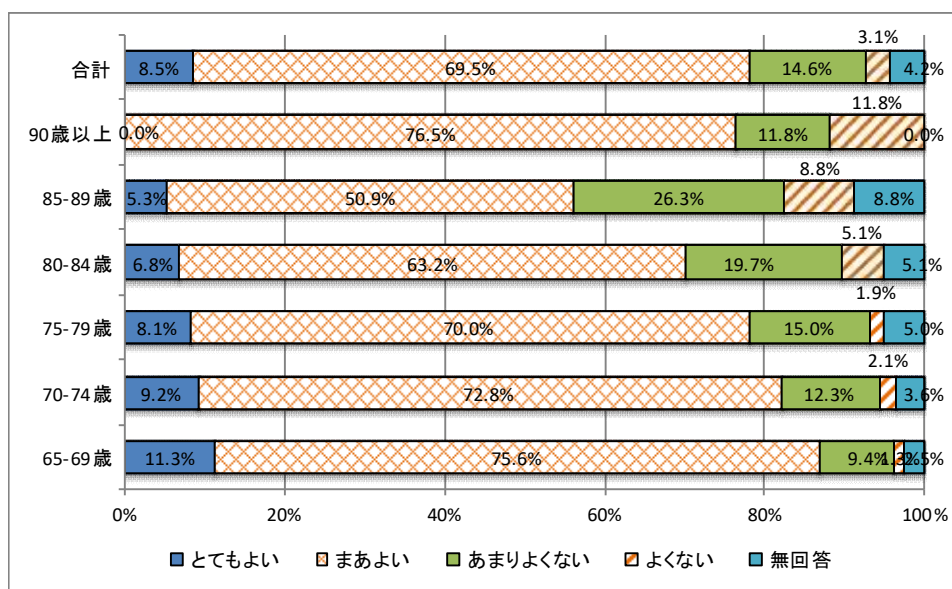
どの程度幸せかと感じるかについては、10点満点評価で点数が高い方が幸せと感じているとしたときに、「8点以上」が50.6%、「4～7点」が43.8%となっています。

生きがいがあるかについては、全体の50.6%の方が「生きがいあり」と回答しています。

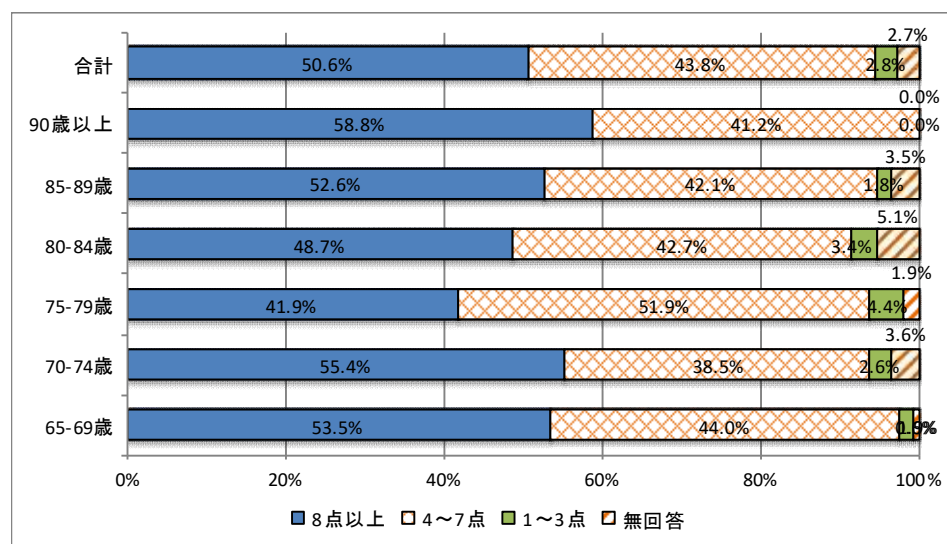
現在の暮らしの状況を経済的にどのよう  
に感じるか



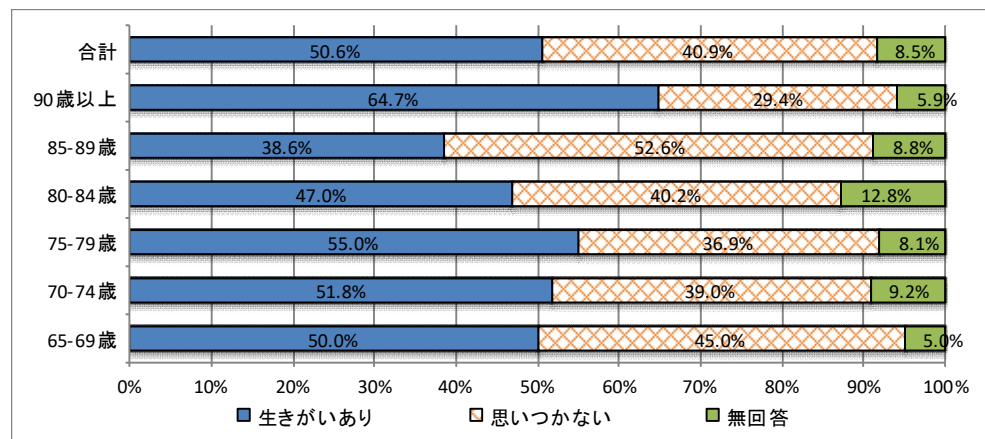
あなたの健康状態



あなたはどの程度幸せですか（10点満点  
評価）



生きがいはあるか



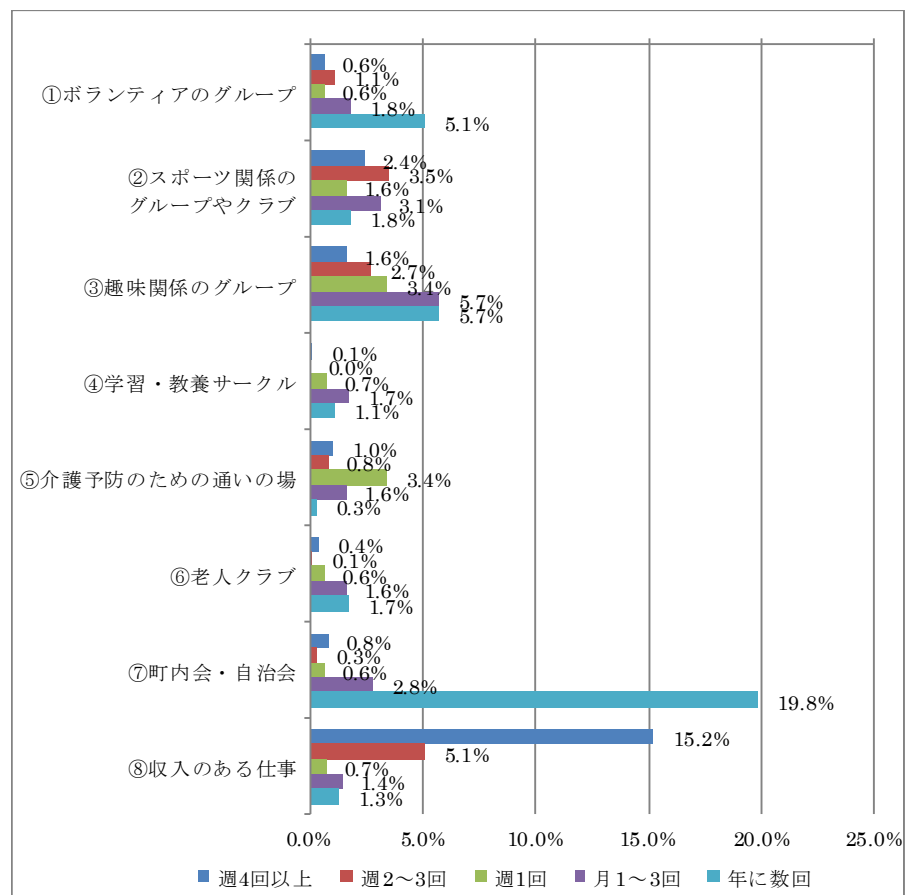
#### ④社会参加について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の社会参加状況について、各種団体やグループ等への参加頻度について、週1回以上については「収入のある仕事」が21.0%で前回調査16.3%より増加しています。また、次いで、「趣味関係のグループ」が7.7%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が7.5%ですが、いずれも前回調査より減少しています。

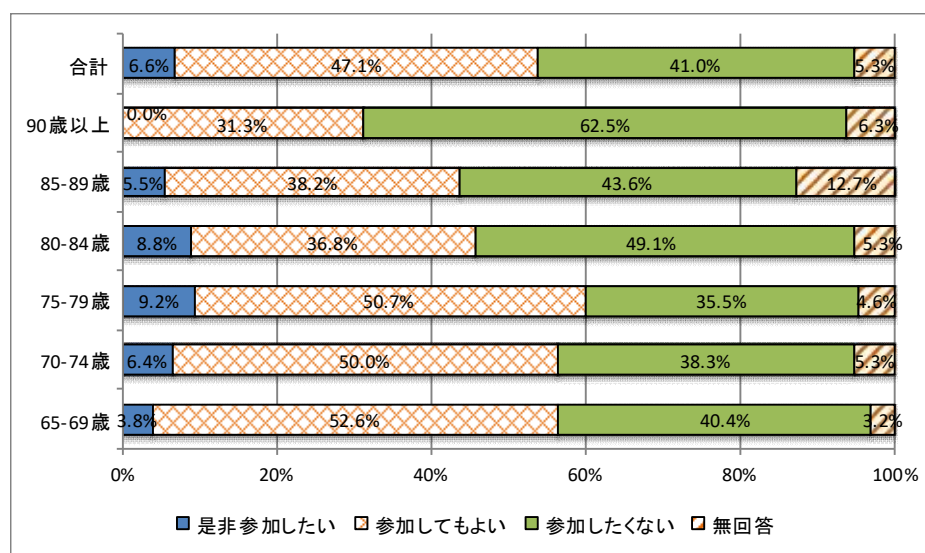
住民有志による地域づくり活動への参加意向については、年齢とともに「参加したくない」が増加していますが、参加意向の方は53.7%と半数以上の方は参加を肯定的に感じている状況となっていますが、前回調査の57.1%より減少しています。

地域づくり活動の運営側としての参加意向については、参加者として参加してもよいが、運営側として参加することには否定的な状況となっています。

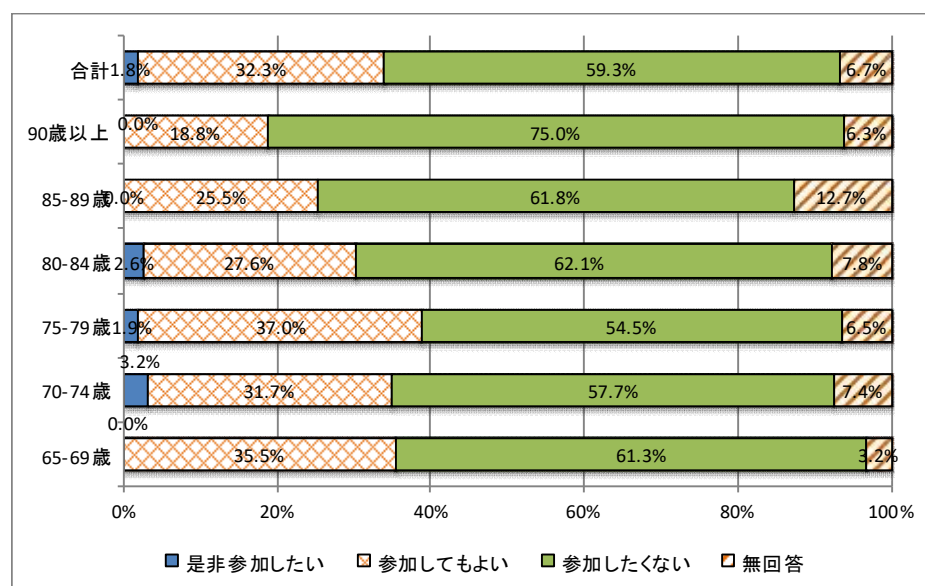
団体・グループ等への参加頻度



住民有志による地域  
づくり活動に参加し  
たいか



住民有志による地域  
づくり活動に運営側  
として参加したいか



## ⑤認知症高齢者の状況

認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が令和5年4月1日で1,447人となっており、令和2年4月1日から79人減少しています。しかし、75歳以上の後期高齢者割合の増に伴い、認知症高齢者数は今後増加傾向であり、令和12年度には認知症自立度Ⅱ以上の方は1,731人に到達すると見込まれます。

|        | 65歳以上<br>高齢者数<br>a | 介護認定者数<br>(65歳以上)<br>b | 認知症自立度<br>Ⅱ以上<br>c | 高齢者数に<br>占める割合<br>c/a | 介護認定者数に<br>占める割合<br>c/b |
|--------|--------------------|------------------------|--------------------|-----------------------|-------------------------|
| 令和2年度  | 13,762人            | 2,343人                 | 1,526人             | 11.1%                 | 65.1%                   |
| 令和3年度  | 13,770人            | 2,388人                 | 1,474人             | 10.7%                 | 61.7%                   |
| 令和4年度  | 13,664人            | 2,423人                 | 1,497人             | 11.0%                 | 61.8%                   |
| 令和5年度  | 13,512人            | 2,425人                 | 1,447人             | 10.7%                 | 59.7%                   |
| 令和7年度  | 13,463人            | 2,481人                 | 1,613人             | 12.0%                 | 65.0%                   |
| 令和12年度 | 13,390人            | 2,628人                 | 1,731人             | 12.9%                 | 65.9%                   |

(資料：滝川市介護福祉課認定調査票より作成)

参考：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

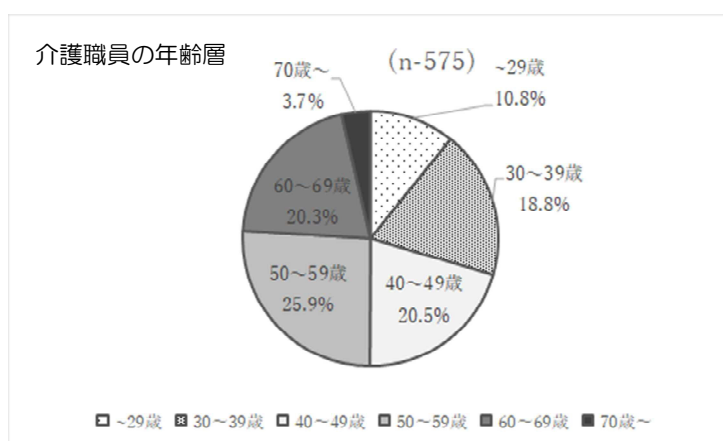
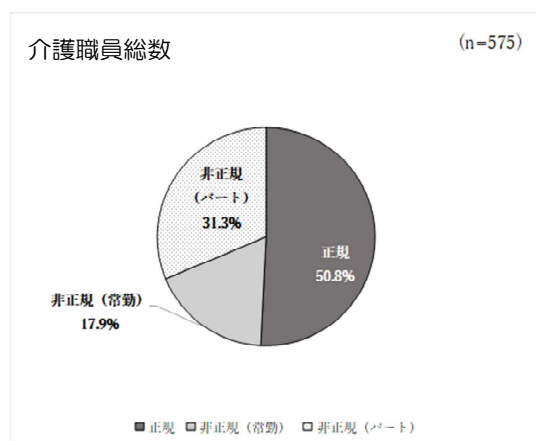
| ランク  | 判断基準                                                 | 見られる症状・行動の例                                                                        |
|------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| I    | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。                 |                                                                                    |
| II   | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 |                                                                                    |
| IIa  | 家庭外で上記IIの状態が見られる。                                    | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等                                            |
| IIb  | 家庭内でも上記IIの状態が見られる。                                   | 服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等                                               |
| III  | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。            |                                                                                    |
| IIIa | 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。                               | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| IIIb | 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。                               | ランクIIIaに同じ                                                                         |
| IV   | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。       | ランクIIIに同じ                                                                          |
| M    | 著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。              | せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等                                        |

（資料：厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」）

⑥介護サービス事業所の従業員等の状況（事業所アンケート調査より）

介護サービス事業所における介護職員総数のうち、非正規職員が半数近くを占める割合です。

介護職員の年齢層については、50歳以上が約50%であるのに対し、29歳以下については、10.8%と若い年齢層の職員が少ない傾向となっています。

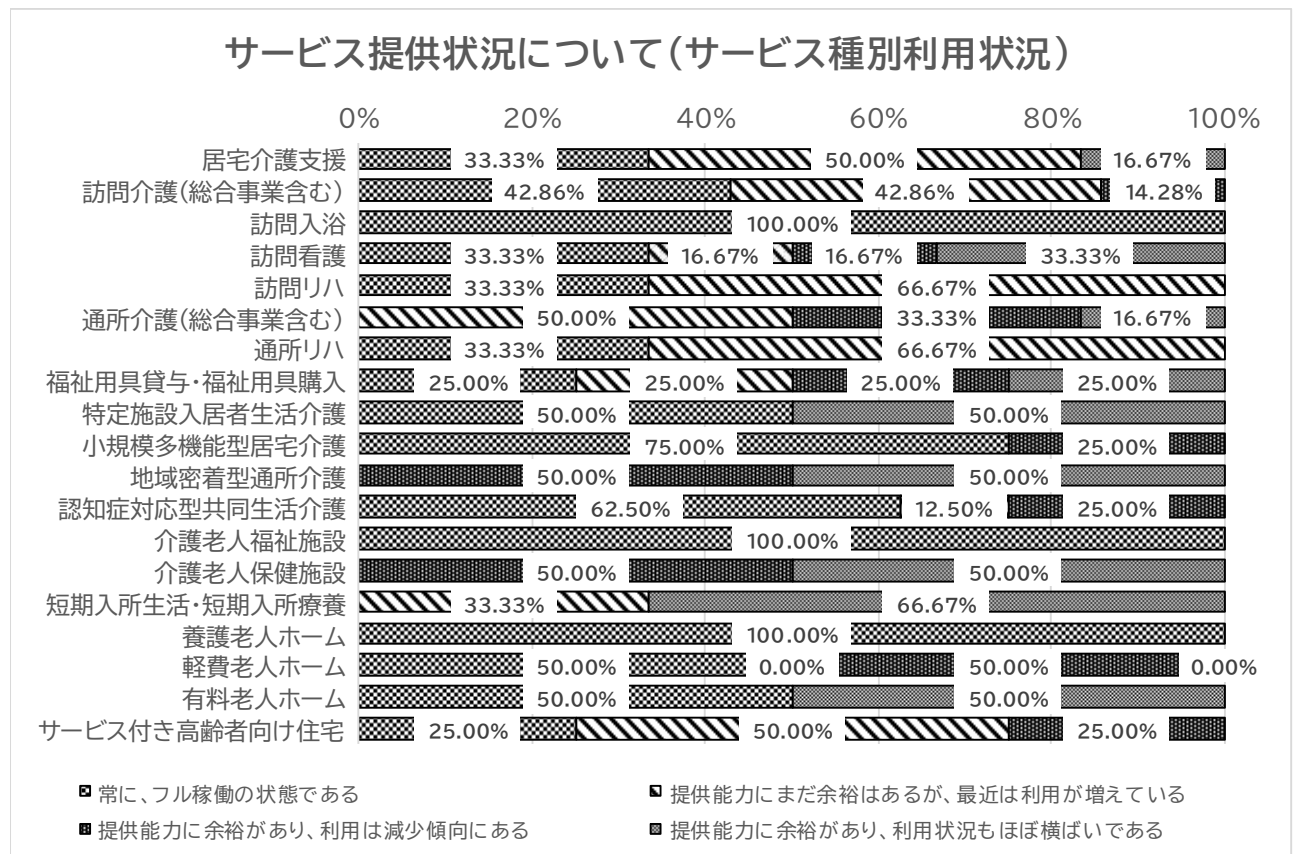


また、介護人材確保に与える影響については、「介護職員の給与等賃金の処遇改善」が「大変ある」「ある」と回答の割合が高く、次いで「給与等賃金以外の介護職員の処遇改善」、「介護職の理解促進など、介護職のイメージアップ」、「資格取得のための研修費の助成・補助金」となっています。

|                           | 大変ある  | ある    | あまりない | ない    | 無回答   |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護職の理解促進など、介護職のイメージアップ    | 22.5% | 60.0% | 12.5% | 5.0%  | 0.0%  |
| 小中学校教育現場や地域における職場体験       | 15.0% | 57.5% | 17.5% | 7.5%  | 2.5%  |
| 研修、介護職員の資質向上への支援          | 17.5% | 52.5% | 20.0% | 7.5%  | 2.5%  |
| 上位資格の取得支援など               | 22.5% | 50.0% | 12.5% | 12.5% | 2.5%  |
| 資格取得のための研修費の助成・補助金        | 40.0% | 42.5% | 7.5%  | 10.0% | 0.0%  |
| 介護助手などの新たな担い手育成や導入のための支援  | 15.0% | 45.0% | 30.0% | 7.5%  | 2.5%  |
| 就職フェアへの参加など、就職活動の支援       | 7.5%  | 45.0% | 30.0% | 12.5% | 5.0%  |
| 介護ロボットやICTの導入などの生産性の向上の支援 | 10.0% | 45.0% | 27.5% | 12.5% | 5.0%  |
| 就職促進への補助金制度               | 15.0% | 62.5% | 12.5% | 7.5%  | 2.5%  |
| 介護職員の給与等賃金の処遇改善           | 60.0% | 35.0% | 0.0%  | 5.0%  | 0.0%  |
| 給与等賃金以外の介護職員の処遇改善         | 62.5% | 30.0% | 2.5%  | 5.0%  | 0.0%  |
| その他                       | 7.5%  | 5.0%  | 0.0%  | 70.0% | 12.5% |

#### ⑦介護サービス事業所のサービス提供状況（事業所アンケート調査より）

居宅系のサービスについては、「提供能力にまだ余裕がある」事業所が多くある状況となっておりますが、「訪問入浴」、「介護老人福祉施設」、「養護老人ホーム」については、利用のニーズが高い状況になっていると考えられます。



## 第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

### 1 計画の基本理念

本計画においては、団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（令和7年）さらには2040年（令和22年）以降も見据え、第6期計画から進めている「地域包括ケアシステムの構築」という目標を継承し、その実現に向けた様々な施策の更なる深化・推進を目指して、次のとおり基本理念を定めます。

#### <基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

### 2 基本方針

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定します。

#### (1) 自立支援、介護予防等の推進

##### ■基本方針

高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。

#### (2) 地域生活支援体制の整備

##### ■基本方針

高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。

#### (3) 高齢者の住まいの支援

##### ■基本方針

高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。

#### (4) 社会参加と交流の推進

##### ■基本方針

高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

#### (5) 介護サービス・介護予防サービスの充実

##### ■基本方針

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

### 3 重点目標

本計画においては、計画の基本理念を実現するための5つの基本方針に則り、「地域包括ケアシステム」の深化・推進の実現に向けた取組を進めます。また、そのうえで本計画における優先課題として、次の取組を重点目標とし推進します。

#### 【第9期計画における重点目標】

- ・「自立支援・重度化防止等の介護予防の取組の推進」
- ・「認知症本人・家族とともに生きる社会の実現」
- ・「介護人材の育成と確保」

### 4 評価・公表

2017年（平成29年）における介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは、本計画により実施する自立支援や介護予防等の取組、介護給付費の適正化に関する施策などについて、目標の達成状況についての分析等を行い、その実績を評価することとなりました。このような実績評価の実施により計画の適切な進行管理に努めます。

また、実績評価の結果については、市民の皆様への公表に努めます。

## 第9期計画の基本体系図

### <基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

### <基本方針>

- 1 高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。
- 2 高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。
- 3 高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。
- 4 高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるよう、高齢者の社会参加を促進します。
- 5 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

## ○高齢者保健福祉計画の概要

### 1 自立支援、介護予防等の推進

- ①介護予防・日常生活支援総合事業      ②健康づくりによる介護予防の推進      ③その他の生活支援事業  
④家族介護者への支援の充実

### 2 地域生活支援体制の整備

- ①地域包括支援センターによる支援      ②在宅医療・介護連携の推進      ③認知症施策の推進  
④地域における支え合いの推進      ⑤介護人材の育成と確保      ⑥災害・感染症対策に係る体制整備

### 3 高齢者の住まいの支援

- ①高齢者の住まいに関する相談・情報提供      ②多様な住まいの確保      ③養護老人ホーム

### 4 社会参加と交流の推進

- ①高齢者の生きがいづくり      ②高齢者の積極的な社会参加の促進

### 5 介護サービス・介護予防サービスの充実

- ①居宅介護サービス(介護予防サービス)      ②施設介護サービス      ③地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)

## ○介護保険事業計画の概要

### 1 介護保険事業等の見込み

### 2 介護保険料について

### 3 介護保険事業の円滑な運営のために